

佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会規則第4号

佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県教育センターの管理に関する規則（昭和54年佐賀県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第8条の2 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、<u>生理休暇</u>、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び<u>引き続き10日以内の</u>病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第8条の2 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、<u>フェムケア</u>休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び<u>10日を超えない範囲の</u>病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条の2第1項第3号の改正規定（「引き続き10日以内の」を「10日を超えない範囲の」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。